2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年10月４日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場㉕藻場・干潟回復工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体及び共同企業体の代表者は1,200点以上並びに代表者以外の構成員は990点以上であること。

⑷　単体及び共同企業体の代表者は、平成10年度以降に元請けとして、土運船（ガット船、ガットバージ、フェリーバージ等を含む）により、海域への直接投入（土砂、石材等）を伴う投入量150,000㎥以上の海上工事を施工した実績（一契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成10年度以降に元請けとして、土運船（ガット船、ガットバージ、フェリーバージ等を含む）により、海域への直接投入（土砂、石材等）を伴う海上工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】

【品質管理関連】

・沈下が予想される海底地盤での浅場造成を行う際に、造成出来形の精度向上を図るための管理に関し、どのような配慮を行うか。

（着目点）

・本工事は、隣接して同種の浅場造成を行う別途工事の後作業となるが、沈下が予想される現況海底地盤上へ継続して土砂投入を行う浅場造成の実施により、沈下を想定した海底基盤整正に係る出来形の精度を向上させる対策が重要な要素となる。

ついては、沈下が予想される海底造成面に係る出来形の精度向上を図るための出来形管理対策として、①隣接工事による造成面及び海底地盤面の確認に係る配慮事項、②沈下板測定の精度向上に当たっての配慮事項、③継続する土砂の投入に係る配慮事項、④施工途中における沈下を考慮した出来形管理の対応策、⑤施工完了時の造成高さの設定に係る対応策に着目し、各項目ごとに提案を求めるものである。

【技術提案②】

【安全管理関連】

・隣接して実施する別途工事の海上作業及び岩国飛行場の運用への影響を回避・低減するために、どのような配慮を行うか。

（着目点）

・本工事の浅場造成実施にあたっては、別途に実施している同種工事のエリア及び岩国飛行場が隣接していることから、当該別途工事の海上作業や飛行場における運用に支障が生じるなどの影響を回避・低減するための施工上の配慮が求められる。

ついては、これらの影響を回避・低減するための安全管理対策として、①同種工事の海上作業船等への接触を防止するための対応策、②転移表面下の海上作業における飛行場運用への影響を回避するための配慮事項、③突発的緊急事態における対応策、④飛行場区域を走行する土砂運搬車における防塵対応策、⑤既設桟橋使用に係る連絡体制に着目し、各項目ごとに提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。